

令和四年四月二十二日受領  
答弁第四一号

内閣衆質二〇八第四一号

令和四年四月二十二日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員米山隆一君提出「中枢への攻撃」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員米山隆一君提出「中枢への攻撃」に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「相手国の首都、さらに議会、大統領（総理）官邸などに対する軍事攻撃」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、個別の事案が千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）（平成十六年条約第十二号）第五十一条2又は第五十二条1の規定に違反するか否かについては、具体的な状況に即して判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。